

入札監理小委員会における審議結果報告

登録意匠と公知資料及び外国意匠公報資料の グルーピング事業

登録意匠と公知資料及び外国意匠公報資料のグルーピング事業については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成25年4月から平成28年3月までの3年間の契約期間として、民間競争入札を実施することとされている。

当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を下記のとおり報告する。

1. 一者応札改善のための取組について

【論点】

- ① 落札者を決定するための評価基準について、過去の受託事業者が有利となるような設定となっていないか等、公正性・公平性を確保するための取組がなされているか。（実施要項(案)77ページ）
- ② 業務の質の確保と新規参入促進の観点から、業務に関する研修等を実施することを検討出来ないか。（実施要項(案)21ページ）
- ③ 分野毎に事業を分割して参入性を高める等、一者応札改善のための競争性の確保に向けた更なる取組を検討する必要があるのではないか。

【対応】

- ① 従来は、評価項目において組織と事業従事予定者の専門性・実績に対する配点を同等としていたが、今回は、事務遂行能力を高く評価できるよう、組織よりも事業従事者の実績の配点を高くすることとした。
- ② 民間事業者が、落札決定後の準備期間に事業の実施方法に関する研修を求めた場合、特許庁担当者は民間事業者とその内容、方法等について協議の上、支援を行うこととする旨を実施要項（案）に追加することとした。

- ③ 今回の民間競争入札並びに事業の実施を通じて、競争参加者や受託事業者等の意見も参考にしつつ、事業規模の見直しも含めた更なる競争性の確保に向けた検討を継続することとした。

2. 従来の実施状況に関する情報の開示について

【論点】

- ① 「2. 従来の実施に要した人員」について、実施体制に則した記載とはできないか。(実施要項(案)83 ページ)

【対応】

- ① 「2. 従来の実施に要した人員」について、作業別の内訳を追加することとした。

3. 意見募集（パブリックコメント）について

- 平成 24 年 10 月 30 日から 11 月 12 日までの 2 週間にわたり、意見募集（パブリックコメント）を行ったが、意見は寄せられなかった。

なお、意見募集に際しては、今年度の受託事業者のほか、過去の入札説明会参加者等に対しても意見募集を実施している旨を周知し、意見募集後においても、実施要項（案）を閲覧したかについての確認を行った。

以上